

東奈良敬愛保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人智恩福祉会
所 在 地	茨木市白川2丁目13番25号
電 話 番 号	072-637-1313
代表者氏名	理事長 城谷 星

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	東奈良敬愛保育園
施 設 の 所 在 地	茨木市東奈良3丁目3番1号
連 絡 先	電話番号 072-630-1100 FAX 072-630-6663
管 理 者	園長 池田 仁美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 54人 満1歳以上満3歳未満の児童 29人 満1歳未満の児童 7人
開 設 年 月 日	平成15年 4月 1日
事 業 所 番 号	

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	4 9 5 . 8 9 m ²
	園庭	2 1 0 . 3 1 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	4 8 7 . 0 2 m ²

5 職員の設置状況

当園では、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 103 号。以下「条例」という。）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

※ 各職員の勤務体制により、保育士の勤務日・勤務時間帯は異なります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日 ）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 3 0 分から 1 8 時 3 0 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます。）

なお、7 時 3 0 分から 1 8 時 3 0 分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、1 9 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、1 5 分 5 0 0 円 又は事前に延長保育を登録されている方は 月 2、5 0 0 円 の別途利用者負担が必要となります。

（土曜日の 1 8 時 3 0 分以降の延長保育はありません。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要と

する時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、7時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、15分 500円 別途利用者負担が必要となります。(土曜日の18時30分以降の延長保育はありません。)

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

仕事が休みの平日は届出の保育時間ではなく、休園または短時間の保育時間になります。在宅勤務の方は就業時間に合わせた登降園時間をお願いします。

育休・通院等で保育が必要な場合は9時から16時以内での保育(平日)になります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の内容

保育における基本的な考え方

生まれてきた子どもの心や体は、自由自在で無限の可能性を秘めています。未来の社会へ育っていく為には、環境はとても大切です。子ども達ひとり一人が生まれながらに持っている素晴らしい個性や才能を伸ばせるように私達は、人格形成の基礎となるこの時期の子ども達を 温かな愛情と豊かな環境の中で、ゆっくりじっくりと育てたいと考えています。

◎ 仏の教えに基づいた「心」を育てる保育

当園では、毎朝御仏様に合掌礼拝し、今日生かされている自分に感謝し心を落ち着け、自らを省みる生活習慣を身につけます。このような敬いの心は「ありがとう」という感謝、「ごめんなさい」という反省の心を養い、素直で明るいこどもを育てます。

◎ 押しつけではなく自分の力で気づく保育を。

子どもの教育において重要な事は、子ども自身が体験し気づく事です。保育士が一方的に教えるのではなく、子どもが自主的に取り組める環境の中で悩んだり迷ったり色々な事を体験し、子ども自身が答えを導き出していくことが大切です。そうすることによって、子どもは自分の力で考え行動することを身につけ、同時に社会におけるじぶん自身の立場や責任を理

解していきます。

◎ ひとり一人の成長を大切にした保育を。

園生活は子どもの為のものであり、子ども自身が楽しく充実したものでなくてはなりません。やもすれば、保護者に見せるための教育となり、個性やひとり一人の可能性を押さえつけてしまいます。当園では、子どもが自己充実できるよう60年に及ぶ研究と成果を基に、当園独自の保育指導をしています。

◎ よい教育はよい環境から。

子どもをとりまく環境は、幼児教育の大切な要素です。その第一は、毎日子どもと接する職員、保育士で、ひとり一人の子どもを温かく見守り、又、自らは人としての向上心を忘れず、相手を敬い、笑顔を絶やさない心豊かな人であらねばなりません。子ども達が生活する園は、清潔で明るく、心静かに落ち着いて園生活が送れるところでなくてはなりません。そうした環境を作る為、全職員が一致協力しています。

(3) 送迎

保護者による送迎。

(ベビーカー・自転車等の預かりはしていません。)

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば医師による申告書で対応させていただきます。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

幼児は2019年10月より実施の『幼児教育・保育の無償化』により保育料の徴収はありません。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、入園要項に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

1 0 利用の開始に関する事項

当園は市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応ずるものとします。

1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により教育・保育給付認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (4) 園の保育理念や保育方針に賛同いただけないもしくは協力が難しい時
- (5) 保育料や利用者負担金の滞納があるとき

1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科医

医 師 名	福永 泰広
所 在 地	茨木市若園町37-29

(2) 歯科

医療機関の名称	岡田歯科医院
医 院 長 名	岡田 隆夫
所 在 地	茨木市真砂一丁目9-16
電 話 番 号	072-635-8232

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長、保育士	
	・ご利用時間 13：00～ 18：00	
	・電話番号 072－630－1100	
	F A X 072－630－6663	
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	末次 一美	電話番号 090－3620－2909
	阪口 幸人	電話番号 090－8522－1961

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	独立法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額（年額）	310 円（保護者負担・掛金は毎年見直し）

※詳しくは、別途配布する「独立法人日本スポーツ振興センター保険加入案内」を御確認ください。

1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
保育園に対して	保育の方針・園の方針に関する事での団体での活動の禁止
就労証明書等の提出（2号・3号）	園にも提出をお願いします。（別紙）

1 8 退園について

本園は次の場合、保育の提供を終了しますので、退園届をご提出下さい。

- ・保護者の方の退職など、保育の要件に該当しなくなった場合
- ・保育要件が確認できる書類を提出して頂けない場合
- ・諸経費等を半年間以上滞納した場合
- ・本園の保育理念及び保育方針にご協力頂けなかったり、運営上著しく支障をきたすと判断された場合
- ・本園及び本園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動を保護者がした場合
- ・その他、利用の継続について支障又は困難を生じさせた場合

別 表

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

費用の種類	徴収の目的	納付額
保育充実金（5才）	習字・手作り絵本・衛生用品・遠足バス代など	月額 2,000円
〃（0才～4才）	手作り絵本・衛生用品・遠足バス代など	月額 1,000円
教材費	持ち帰り絵本・季節の作品持ち帰り	月額 500円
主食費 （3・4・5才）	幼児主食費	月額 2,000円
副食費 （3・4・5才）	幼児副食費 （年収、多子で免除の場合有）	月額 4,500円
寝具リース代 （5才なし）	布団リース・布団乾燥・丸洗い	月額 1,500円
振込手数料		月額 33円

- ・5オクラスはスイミング代（約2,000円）を納入して頂きます。
- ・5オクラスの宿泊保育代（夏）約13,000円、ゆきあそび代（冬）約7,000円は、別途実費徴収させていただきます。
- ・入園時に乳児（0才）610円（ファイル代、納入袋、ゴム印）
 - （1才）1,310円（ファイル代、納入袋、ゴム印、カラー帽子）
 - （2才）3,060円（ファイル代、納入袋、ゴム印、カラー帽子、上靴）
 - 幼児（3、4、5才）約45,000円（用品代・制服代）
- ・保険加入費用310円とシール代20円を学年はじめに納入して頂きます。
（価格変動有）

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

- ・18時30分以降の利用は、延長保育料が必要になります。
（土曜日は18時30分以降の保育はありません。登録制2,500円/1ヶ月）
- ・延長登録されていない方の18時30分以降の利用はその都度
（500円/15分）頂きます。

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

- ・保育短時間認定の方は、7時30分～8時30分及び16時30分以降の利用はその都度（500円/15分）頂きます。